

別表1 必須書類※チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
必須書類（必ず提出してください）	1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（新発田市）支給申請書 兼 誓約書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
	2. 時間短縮営業を行った対象施設情報シート(様式第2号) ※対象施設ごとに提出が必要です	<input type="checkbox"/>
	3. 食品衛生法に定める飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し ※対象施設ごとに提出が必要です	<input type="checkbox"/>
	4. 対象施設の外観(施設名が確認できるもの)・内観写真 【2. に貼り付け】	<input type="checkbox"/>
	5. 通常、午後8時から午前5時までの間に営業している状況がわかるもの 【2. に貼り付け】 例) 対象施設の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシなど ※対象施設の名称（店名）がわかるものとしてください。	<input type="checkbox"/>
	6. 営業時間の短縮の状況がわかるもの 【2. に貼り付け】 例) 営業時間の短縮を告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど ※営業時間短縮後の営業時間がわかるもの	<input type="checkbox"/>
	7. 感染症防止対策の実施状況がわかるもの 【2. に貼り付け】	<input type="checkbox"/>
	8. 申請書記載の振込口座情報がわかるもの（通帳の場合、表紙の裏など） ※振込口座は申請者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります	<input type="checkbox"/>
	9. 支給額計算の資料（【通常版】計算シート①から⑧のどれか一つを使用） ※支給額を決定する際の参考資料に使用します。 ※非認証店で時間短縮営業要請中に認証店への申請を行った店舗は、 <u>【認証途中申請版】計算シート①から⑧のどれか一つを使用</u> します。	<input type="checkbox"/>
	10. 対象施設の前年度又は前々年度の飲食店部門の売上高がわかるもの 法人：法人税の確定申告書 別表一の控え（ <u>受付印のあるもの</u> ） 法人事業概況説明書（月別売上高）の控え 個人事業主：所得税の確定申告書 第一表の控え（ <u>受付印のあるもの</u> ） ※ <u>電子申告をした方は、受付印の代用として「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを添付</u> してください。	<input type="checkbox"/>
	11. 申請者本人確認書類 【個人事業主のみ】 ※ <u>運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写しを提出</u> ください。	<input type="checkbox"/>

別表2 選択書類※チェックリストに☑を入れ、必要書類がそろっているか再度ご確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
選択書類（条件に該当する場合、提出が必要になります）	○新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店（申請中含む）であることがわかるもの（店頭に掲示していることがわかるもの・提示物の記載内容がわかるもの） 【2. に貼り付け】	<input type="checkbox"/>
	○対象施設の前年度又は前々年度の飲食店部門の売上高がわかるもの ※支給額の計算方法により、以下の①②の書類が追加で必要になります。 ※個人事業主で確定申告の義務がない場合は、「市民税の申告書の控え」を提出 ①「1・2月方式」の場合は、 個人事業主：青色申告決算書（月別売上高）の控え ②『複数の対象施設を経営している』、『「飲食店」以外の売上もある』、など、 確定申告書類のみでは各対象施設の「飲食店」の売上高が分からない場合は、 対象施設ごとに、 法人：令和2年又は令和3年の、1・2月、または当該年の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し 個人事業主：令和2年又は令和3年の、1・2月、または当該年の飲食店部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し	<input type="checkbox"/>
	【売上高減少方式による支給額計算の方】 ○今年の1・2月の飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し ※対象施設ごとに提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
	【複数の対象施設を経営する事業者の方】 ○協力金支給総額内訳表（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
	【対象施設が、令和3年1月22日以降に営業開始した事業者の方】 ○開業日から令和4年1月20日までの飲食部門の売上高がわかる売上台帳等の帳簿の写し ※対象施設ごとに提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
	【対象施設が、令和3年1月22日以降に営業開始した事業者の方】 ○開業日がわかるもの（開業届の写し等） ※対象施設ごとに提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
	○合併・法人成り・事業承継特例を利用する事業者 ・合併の場合……履歴事項全部証明書の写し ・法人成りの場合……履歴事項全部証明書の写し、法人設立届出書の写し、個人事業の開業・廃業等届出書の写し ・事業承継の場合……個人事業の開業・廃業等届出書の写し	<input type="checkbox"/>